

京都市告示第 391 号

京都市ラクト健康・文化館の指定管理者である京都シティ開発株式会社から、京都市ラクト健康・文化館条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時休館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成20年2月15日

京都市長 榎本 頼兼

- 1 臨時に休館する日  
平成20年2月18日（月）
- 2 休館の理由  
施設定期点検のため

(建設局都市整備部拠点整備課)